

直轄高知海岸整備促進期成同盟会会則

(名 称)

第1条 本会は、直轄高知海岸整備促進期成同盟会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、直轄高知海岸区域の海岸保全事業の早期完成を推進し、民生の安定、生活水準の向上に寄与すると共に各市の相互連絡及び相互協力を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、上記目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 海岸整備事業促進に関する諸活動
- (2) 海岸事業に関する調査研究及び各種団体との情報交換
- (3) その他、本会において必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、高知市、南国市、土佐市、香南市で組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 4名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名

(職 務)

第6条 会長は、会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務並びに経理状況を監査し、必要あるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 幹事長及び幹事は、会長が選任し幹事会を構成する。
幹事会は、会務の執行に関する事項について評議するものとする。

(会 議)

第7条 本会の会議は通常総会、臨時総会、幹事会とする。

通常総会は毎年1回会長が招集して開催するものとし、臨時総会、幹事会は会長が必要と認めるときこれを招集し開催する。

会長は会議の議長となる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(経 費)

第9条 本会の活動に要する費用は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

会費は、総予算額の5割を平均割、3割を人口比、2割を工区延長比により算出した額を負担する。

会計は4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他の)

第10条 会則に定めのない事項については、会長が他の役員の意見を聞いてこれを決定する。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、会長の属する市とし、次の職員を置く。

- 事務局長 1名
 - 書記 若干名
- 2 職員は会長が指名する。
- 3 職員は会長の命を受けて事務に従事する。

<付 則> 1 この会則は昭和61年12月26日から施行する。

- 2 平成5年7月26日 一部改正
- 3 平成6年7月11日 一部改正
- 4 平成20年1月1日 一部改正
- 5 令和元年6月3日 一部改正
- 6 令和2年8月31日 一部改正